

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....一
 - 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....二
 - 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....四
 - 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課).....四
 - 訓令
 - 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課).....五
 - 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....五
 - 人委規則
 - 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則.....五
 - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....六
 - 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則.....六
 - 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....六
 - 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....七
 - 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則.....七
 - 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則.....七
 - 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則.....八
 - 企業管理規程
 - 山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程.....八



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六目 錦川総合開発事務所(第二百六十九条―第二百六十九条の五)」を「第六目 削除」に改める。

第八条第一項の表健康福祉部の部障害者支援課の項中「在宅福祉推進班」を「管理班在宅福祉推進班」に改め、同部こども・子育て応援局の項中「少子化対策推進班」を「少子化対策企画班 少子化対策推進班」に改める。

第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部国際課の項に次の一号を加える。

五 多文化共生に関すること。

第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部スポーツ推進課の項第三号中「体育関係団体(一)を「スポーツ関係団体(一)に改め、同項第四号中「体育関係法人(一)を「スポーツ関係法人(一)に改め、同表土木建築部の部建築指導課の項第九号中「宅地造成等の規制」を「宅地造成及び特定盛土等の規制に関する総合調整」に改める。

第四十七条の五第三号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第二項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。以下この項及び第四十七条の五の四第一号において「困難な問題を抱える女性」という。)に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立つて相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及

び第四十七条の五の四第一号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

第四十七条の五第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(設置)

第四十七条の五の二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設を設置する。

第四十七条の五の三中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

一 困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（次号において「自立支援」という。）。

二 自立支援の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援を行うこと。

第二百四十九条の表長門土木建築事務所の項中

工務課 工務第一班 工務第二班 ダム建設班

を

工務課 工務第一班 工務第二班
ダム建設課

に改める。

第三章第一節第九款第六目を次のように改める。

第六目 削除

第二百六十九条 削除
第二百七十五条の表中

山口県菅野ダム管理事務所

周南市

を

山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所

岩国市

に改め

第二百七十六条第二項中「山口県菅野ダム管理事務所」を「山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所」に改める。
第三百一条第一号の表中

山口県農業共済 保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第三十一条及び第四百四十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	農林水 産政策
------------------	--	------------

を削り、「特定行政

庁又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意」を「同法に規定する同意及び同法第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決についての議決」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十五号までを一号ずつ

繰り上げる。

第九条第一号イ(2)中「山口県錦川総合開発事務所長、山口県菅野ダム管理事務所長」を「山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所長」に改める。

第十二条第二項第六号を次のように改める。

六 山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所

第十二条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二十五条第一号を次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第九条第三項第一号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立つて相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

ロ 法第九条第三項第二号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。ハからホまでにおいて同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

ハ 法第九条第三項第三号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

ニ 法第九条第三項第四号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

ホ 法第九条第三項第五号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

第二十五条第二号イ中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第二十六条第一号を次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関する事務

イ 法第十二条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(次号において「自立支援」という。)

ロ 法第十二条第三項の規定に基づき、自立支援の対象となる者が監護すべき児童

を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援を行うこと。

第三十一条第五項第六号ト中「精神障害者」の下に「及びその家族等であつて法第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行ったもの」を、「採る旨」の下に「及びその理由」を加え、同号チ中「とる」を「採る」に改め、同号リ中「措置をとつた」を「規定による入院措置を採つた」に、「とる」を「採る」に改め、同号ソ中「を指導させる」を「に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせる」に改める。

第三十二条の二第一号イ中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に、「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に改め、同号ロ中「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同号ハ中「第三十八条の二の規定による報告又は法第三十三条第七項」を「第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、又は法第三十三条第九項」に、「の規定による措置」を「若しくは第二項の規定による入院措置又は同条第六項の規定による入院の期間の更新」に改める。

第三十七条の二第五項第二号ツ中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第七項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律(」に、「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律(」に、「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条の長委任事項)

第七十四条の二 山口県文書館の長に知事の権限に属する次に掲げる事務を委任する。

一 山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第一号。以下この号において「条例」という。)の施行に関する事務

イ 条例第十四条第一項の規定に基づき、特定歴史公文書を保存すること。

ロ 条例第十四条第四項の規定に基づき、目録を作成し、公表すること。

ハ 条例第十五条第一項及び第三項並びに第十六条の規定に基づき、特定歴史公文書を利用させること。

ニ 条例第十八条の規定による決定及び通知をすること。

ホ 条例第十九条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知をすること。

ヘ 条例第二十条の規定による利用決定等及び通知をすること。

ト 条例第二十一条第一項から第三項までの規定に基づき、意見書を提出する機会を与えること。

チ 条例第二十七条の規定に基づき、特定歴史公文書を展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めること。

リ 条例第二十九条の規定に基づき、文書等を廃棄すること。

ヌ 条例第三十条の規定に基づき、特定歴史公文書の保存及び利用の状況の概要を公表すること。

二 山口県特定歴史公文書利用等規則（令和六年山口県規則第十三号。以下この号において「規則」という。）の施行に関する事務

イ 規則第二条の規定に基づき、歴史公文書を受け入れ、及び排架を行うこと。

ロ 規則第十二条の規定に基づき、特定歴史公文書の複製物に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公開すること。

ハ 規則第十三条の規定に基づき、特定歴史公文書の利用及び検索方法に関する情報の提供を行うこと。

ニ 規則第十五条第二項の規定に基づき、廃棄に関する記録を作成し、及び公表すること。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十二号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一業務上の職の表中「女性判定員」を「心理支援員」に改め、「建築主事」の下に「建築副主事」を加える。

別表第二の二の表女性判定員の項を次のように改める。

心理支援員

困難な問題を抱える女性の心理学的な援助に従事する。

別表第二の二の表建築主事の項中「確認」を「確認等」に改め、同項の次に次のように加える。

建築副主事

大規模建築物以外の建築物の建築等の計画の確認等の事務に従事する。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十三号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の12の2の項中「婦人書架所」を「女性書架所（女性書架所）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。



山口県訓令第二号

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十九日
山口県労働委員会事務局
庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、港湾管理事務所並びに山口県錦川総合開発事務所」を「並びに港湾管理事務所」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山口県訓令第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

学事文書課長 東京事務所長 福祉総合相談支援セン 大阪事務所長 山口農林水産事務所長 美祢農林水産事務所長 長門農林水産事務所長 下関農林水産事務所長 土木水産振興局長 錦川総合開発事務所長	二個
学事文書課長 東京事務所長 福祉総合相談支援セン 大阪事務所長 山口農林水産事務所長 美祢農林水産事務所長 長門農林水産事務所長 下関農林水産事務所長 土木水産振興局長 錦川総合開発事務所長	二個
各一個	各一個

を

に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号及び第八号を次のように改める。

七 警察官採用(A)試験

八 警察官採用(B)試験
第四条第九号及び第十号を削る。

第七条第一項中「県報に登載するほか、必要に応じ、新聞、ラジオその他適切な報道手段」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中、「保健師採用試験」にあつては「大卒」の区分を削る。

別表第五のイ 行政職給料表初任給基準表保健師の項を削り、同表の備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 保健師(保健師助産師看護師法第9条第1号又は第2号の規定により指定を受けた学校又は養成所(修業年限/年以上のものに限る。)の卒業者に限る。)のうち、准看護師の業務に3年以上従事したことにより同法第2条第4号の規定に該当した者で保健師となつたものに対するこの表の適用については、初任給欄の号給を/級33号給とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則(平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表三級の項中「女性判定員」を「心理支援員」に改め、同表六級の項中「錦川総合開発事務所次長の職務」を削り、「菅野ダム管理事務所次長」を「菅野・平瀬ダム統合管理事務所次長」に改める。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表五級の項中「地域官の職務」を「生活安全官の職務」に改め、同表七級の項中「少年事件指導官の職務」を「人身安全対策官の職務」に改め、同表九級の項中「山口警察署長」の下に、「山口南警察署長」を、「宇部警察署長」の下に、「山陽小野田警察署長」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 岩国警察署深須警察官駐在所 を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「少年警察補導員」を「少年育成官」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「総合開発事務所のダムの管理施設」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（任期が三箇月未満である場合等における常勤職員の例により支給される手当等の額等）

第七条 職員給与条例、学校職員給与条例若しくは一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）又はこれらの条例に基づく規則（以下「条例等」という。）の改正があつた場合においては、会計年度任用職員給与条例第四条第一項第六号及び第七号並びに第八条第一項並びに会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第二号及び第七号並びに第八条第一項の規定によりパートタイム会計年度任用職員であつて、その任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに対して支給される報酬及び費用弁償のうち当該改正前の条例等が施行された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「改正前条例等開始月」という。）から当該改正後の条例等が施行される日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。以下「改正前条例等終了月」という。）までの間に係るものの額については、当該改正前の条例等の規定により常勤職員に支給される宿日直手当又は特殊勤務手当の額に相当する額及び常勤職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として第九条に定めるところにより算出した額とする。

2 条例等の改正があつた場合においては、会計年度任用職員給与条例第十一条第一項及び会計年度任用学校職員給与条例第十一条第一項の規定によりフルタイム会計年度任用職員であつて、その任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに対して支給される手当のうち改正前条例等開始月から改正前条例等終了月までの間に係るものについては、当該改正前の条例等の規定により常勤職員に支給される地域手当、通勤手当、特勤勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当又は特殊勤務手当の例によるものとする。

第八条の見出しを「（期末手当及び勤勉手当）」に改め、同条第二項中「及び第十一条第一項」を「第七条の二及び第十一条第一項」に、「及び第七条の二第一項」を「第七条の二第一項及び第十二条第一項」に、「第七条第一項各号」を「第八条第一項各号」に、「及び第七条の二第二項」を「第七条の二第二項及び第十三条」に改め、同条第三項及び第四項中「第七条及び」を「第七条及び第七条の二並びに」、「第七条の二」を「第七条及び第七条の二の」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和四年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表公安職給料表の項中「地域官」を「生活安全官
地域官」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「宿日直手当及び期末手当」を「宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給については、一般部局会計年度任用職員の例による。

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人 山口県庁
山口県知事